

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	豊田市
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	116-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/todokede/service/1002831.html

執行機関名 豊田市長

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	豊田市子ども発達センター条例による児童発達支援センターの使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第1の市長の部第6の項 豊田市子ども発達センター条例による児童発達支援センターの使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	豊田市子ども発達センター(ひまわり、なのはな、たんぼぼ)使用料の減免取扱要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	児童発達支援センターひまわり、児童発達支援センターなのはな、児童発達支援センターたんぼぼ(以下「市児童発達支援センター」という。)を利用した場合に保護者が負担すべき施設使用料について、法令に基づく制度上の軽減措置に加え、障がい児がこども園に通う場合との負担の均衡を図った独自減免を行うことにより、適切な療育を受ける環境の継続を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		豊田市こども発達センター条例 豊田市こども発達センター管理規則 豊田市こども発達センター(ひまわり、なのはな、たんぽぽ)使用料の減免取扱要綱 豊田市子ども・子育て支援法施行細則
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	豊田市こども発達センター管理規則第10条第2項
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	豊田市こども発達センターの使用申請に係る支給認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ロ	豊田市こども発達センター(ひまわり、なのはな、たんぽぽ)使用料の減免取扱要綱第4条、第5条 豊田市子ども・子育て支援法施行細則別表第2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ハ	豊田市こども発達センター(ひまわり、なのはな、たんぽぽ)使用料の減免取扱要綱第4条、第5条 豊田市子ども・子育て支援法施行細則別表第2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号リ	豊田市こども発達センター(ひまわり、なのはな、たんぽぽ)使用料の減免取扱要綱第4条、第5条 豊田市子ども・子育て支援法施行細則別表第2
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報